

永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第7号

永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年永平寺町条例第136号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町都市計画下水道事業受益者負担金及び永平寺町下水道事業受益者分担金に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金(以下「負担金」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく受益者分担金(以下「分担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条の見出し中「負担金」の次に「及び分担金」を加え、同条中「公告の日現在において」の次に「第1負担区内に」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受益者が負担する分担金の額は、第2負担区において事業に要する費用のうち、国庫及び県補助金を差し引いた総額を受益者の数で除して求めた分担金額(以下「単位分担金額」という。)とし、額については別表で定めるものとする。

第5条中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第6条の見出し中「負担金」の次に「及び分担金」を加え、同条中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第7条の見出し中「負担金」の次に「及び分担金」を加え、同条中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第8条の見出し中「負担金」の次に「及び分担金」を加え、同条中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第9条中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第10条の見出し中「負担金」の次に「及び分担金」を加え、同条第1項中「負担金」の次に「又は分担金」を加える。

第11条中「納付期日までに負担金」の次に「又は分担金」を加え、「当該負担金額」を

「当該負担金又は分担金の額」に改める。

別表見出しを「排水区域の名称、単位負担金又は分担金の額」に改め、別表単位の欄中「㎡当たり」を「及び単位分担金額」に改め、「450円」の次に「/㎡」を加え、同表に次のように加える。

永平寺町公共下水道第2負担区	松岡吉野7字、松岡吉野8字、松岡吉野9字の一部、松岡吉野13字の一部、松岡吉野14字、松岡吉野19字の一部、松岡吉野23字の一部、松岡吉野24字の一部、松岡吉野25字、松岡吉野26字の一部、松岡吉野38字の一部、松岡吉野30字、松岡吉野35字の一部、松岡吉野38字の一部、松岡吉野39字 松岡小畑9字の一部、松岡小畑10字、松岡小畑13字の一部、松岡小畑14字の一部、松岡小畑15字、松岡小畑17字の一部、松岡小畑18字、松岡小畑40字の一部、松岡小畑42字の一部、松岡小畑45字の一部 松岡宮重1字、松岡宮重2字、松岡宮重6字の一部、松岡宮重8字、松岡宮重9字 松岡西野中7字、松岡西野中8字、松岡西野中10字、松岡西野中26字、松岡西野中28字、松岡西野中29字、松岡西野中30字、松岡西野中31字、松岡西野中32字の一部、松岡西野中43字の一部 松岡湯谷4字の一部、松岡湯谷5字の一部、松岡湯谷8字、松岡湯谷9字の一部、松岡湯谷11字の一部、松岡湯谷13字、松岡湯谷15字、松岡湯谷16字、松岡湯谷43字、松岡湯谷53字の一部、松岡湯谷54字 松岡上吉野5字の一部、松岡上吉野6字、松岡上吉野53字の一部、松岡上吉野54字の一部、松岡上吉野55字の一部、松岡上吉野56字、松岡上吉野57字の一部、松岡上吉野58字、松岡上吉野59字、松岡上吉野60字、松岡上吉野61字、松岡上吉野63字、松岡上吉野72字の一部、松岡上吉野76字の一部	約30ha	330,000円/1戸あたり
----------------	--	-------	----------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。